

新しい司法書士像を求めて

ザ・フォーラム

《季刊》2002.7 No.51

発行

司法書士・行政書士
丹羽正夫事務所

〒461-0017
名古屋市東区東外堀町32
番地 鈴木ビル4F
TEL 052-962-9693
FAX 052-962-9633
E-mail info@niwaoffice.com
URL <http://www.niwaoffice.com/>

登記・法律問題など、
お困りのことがございましたら、お気軽にご相談ください。



私達は変わります

司法書士 丹羽正夫

司法書士界の永年の悲願であった簡易裁判所での訴訟代理権が、平成一四年四月二四日の改正司法書士法の成立によって認められることとなった(平成一四法律第三三三号、施行は平成一五年四月一日)。併せて、和解や調停事件の代理権、法律相談権も認められることとなり、名実ともに法律実務家としての制度上の整備がなされたことになる。

このたびの司法書士法の改正は、かねてより進められてきた司法制度改革の一環として行われたものであり、国民に開かれた利用しやすい司法の実現のための第一弾として位置づけられるものである。これは、永年にわたる司法書士が市民のための法律実務家として、紛争解決や相談業務を地道に遂行してきた実績が認められたものであり、まことに喜ばしいことである。

これまで司法書士は、市民からの法的な相談・救済の依頼を受けても、弁護士法七二条が壁になってその活動に限界が生じ、十分な対応ができずにいた。近年、クレジット・サラ金の被害者が急増するに伴い、市民からの救済・解決の依頼が司法書士に多数寄せられるところとなった。しかし、この場面においても、弁護士法七二条が影響し、自制的な活

動を余儀なくされてきた実情があった。今回の改正により、司法書士が市民レベルでの紛争を解決する法律実務家として、十分な活動をする路が開けたといえよう。

しかし一方、司法書士の法律実務家としての活動できる職域が広がったことに伴い、その責任と義務も飛躍的に大きくなったことも忘れてはならない。これまで司法書士は、不動産登記においては権利者・義務者の双方から委託を受けての代理申請を主たる業務とする平和産業的な仕事をしてきたが、訴訟代理や調停・和解といった場面においては受任した一方当事者の利益を守るために相手方と闘うという、戦争産業的な仕事を行うこととなる。これは当然に、これまでと違った倫理観とモラル・知識が要求されることにもなるし、裁判による勝ち負けが伴うわけだから依頼者との紛争や対立が生じることも予想され、より高い人格・人間性の錬磨も必要となる。

だからといって恐れているは新しい司法書士制度の下、国民・市民が期待する法律実務家として脱皮することはできない。新しい革袋には新しい酒が必要なように、我々は新しい司法書士像に変質する覚悟と研鑽が求められることになる。